

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（32）」
2. 日時：平成30年6月14日 13時30分～19時20分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、中野高経年化対策専門職

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田上席技術研究調査官、河野主任技術研究調査官

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、東技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、
澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 所長代理 他11名

5. 要旨

- (1) 審査会合での指摘事項（給水ノズルコーナー部渦電流探傷試験における透磁率のばらつきに伴う影響、原子炉圧力容器基礎ボルトのうち曲がり構造のボルトを除いた強度評価）に対する回答及び劣化状況評価（耐震安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について

○日本原子力発電から、審査会合での指摘事項（給水ノズルコーナー部渦電流探傷試験における透磁率のばらつきに伴う影響、原子炉圧力容器基礎ボルトのうち曲がり構造のボルトを除いた強度評価）に対する回答及び劣化状況評価（耐震安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【給水ノズルコーナー部渦電流探傷試験における透磁率のばらつきに伴う影響】

- 6月5日の審査会合での指摘事項であるモックアップと実機材質の透磁率及びノイズレベルの同等性について説明をすること。

【原子炉圧力容器基礎ボルトのうち曲がり構造のボルトを除いた強度評価】

- 計算結果がまとめ次第説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

- 耐震評価が必要になる浸水防護施設の機器・構造物を具体的に説明すること。
- 応力腐食割れの崩壊荷重の許容値を地震荷重の1.5倍としている根拠を説明すること。
- 制御棒挿入性の評価手法を詳しく説明すること。
- 代表機器の選定において廃液濃縮器蒸発缶を応力腐食割れの代表とした理由を説明すること。
- 「4. 代表の耐震安全性評価」における「技術評価」と「劣化状況評価」の使い分けについて説明すること。
- 炭素鋼配管の腐食に対する耐震安全性評価について、疲労累積係数評価を行っている理由について説明すること。
- 廃液濃縮器蒸発缶の応力腐食割れの評価について、1 gpm の漏えい亀裂角度を 35° としたときの算出過程を説明すること。
- 流れ加速型腐食を考慮した耐震安全性評価において許容応力の設定に用いた規格について説明すること。
- 非常用ディーゼル機関及び付属設備の流れ加速型腐食を考慮した耐震安全性評価について、冷却水系清水冷却器の発生応力が他より大きい理由を説明すること。
- 高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関の伝熱管の設計引張強さ(Su)の設定根拠を説明すること。
- 給水加熱器ドレン系配管サポートの評価において「サポート容量 NG」と判定した経緯を説明すること。
- 浸水防護施設の耐震安全性評価において、鋼製防護壁アンカーボルトは埋設構造かどうか説明すること。
- 原子炉給水逆止弁の動的機能維持評価について、当該弁はA系、B系どちらの系統なのか説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- (1) 「給水ノズルコーナー部渦電流探傷試験における透磁率のばらつきに伴う影響について」
- (2) 「原子炉圧力容器基礎ボルトのうち曲がり構造のボルトを除いた強度評価について」
- (3) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改10）（6月7日提出資料）
- (4) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改11）
- (5) 「工事計画認可申請書論点の劣化状況評価書への影響と反映内容」